

転入・転出をされたみなさんへ

石川県議会議員選挙のお知らせ

平成27年4月12日に行われる石川県議会議員選挙の投票は、次のような取扱いとなりますので、ご注意ください。

区 分		4月12日の石川県議会議員選挙の投票	
本市に転入された場合	平成27年1月2日以前に本市に転入届をされた方		平成27年4月12日まで引き続き本市に在住していれば、本市の投票所で投票できます。 ※4月12日に投票所へ行って投票できない方は、 ・本市の期日前投票所で、期日前投票ができます。 ・本市以外では、不在者投票ができます。 (期日前投票又は不在者投票は、平成27年4月4日からできます。)
	平成27年1月3日以降に本市に転入届をされた方	石川県内の他の市町から転入された方	転入前の市町の選挙人名簿に登録されている方 最寄りの市町長の交付する証明書を提示して、転入前の市町の投票所で投票できます。 ※4月12日に投票所へ行って投票できない方は、 ・転入前の市町の期日前投票所で、期日前投票ができます。 ・転入前の市町以外では、不在者投票ができます。 (期日前投票又は不在者投票は、平成27年4月4日からできます。)
		石川県外から転入された方	転入前の市町の選挙人名簿に登録されていない方 今回の石川県議会議員選挙は投票できません。
本市から転出された場合	石川県内の市町に転出(転入届を)された方		平成27年4月12日まで引き続き転出先の市町に在住していれば、その市町の投票所で投票できます。 ※4月12日に投票所へ行って投票できない方は、 ・転出先の市町の期日前投票所で、期日前投票ができます。 ・転出先の市町以外では、不在者投票ができます。 (期日前投票又は不在者投票は、平成27年4月4日からできます。)
	石川県内の市町に転出(転入届を)された方	平成27年1月3日以降に転出(転入届を)された方	本市の選挙人名簿に登録されている方 最寄りの市町長の交付する証明書を提示して、本市の投票所で投票することができます。 ※4月12日に投票所へ行って投票できない方は、 ・本市の期日前投票所で、期日前投票ができます。 ・本市以外では、不在者投票ができます。 (期日前投票又は不在者投票は、平成27年4月4日からできます。)
		石川県外に転出(転入届を)された方	本市の選挙人名簿に登録されていない方 今回の石川県議会議員選挙は投票できません。